

## 計画改訂に係る上位計画及び関連計画の内容について

## ①第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月）

【優先的に取り組む重点分野】物質循環の確保と循環型社会の構築

中長期的な目標 資源確保や安全安心の確保等の循環の質に着目した取り組みを進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会を構築する。また、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根差し、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

基本的  
方向性

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保の強化
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏の形成
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点から取組を強化
- 発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分の優先順位に従った対策の推進

各主体  
の  
役割

## 地方公共団体(市)

- ・廃棄物の適正な循環的利用及び処分の実施
- ・各主体間のコーディネーター

## 国民(市民)

- ・循環型社会づくりの担い手としての自覚と行動
- ・環境負荷の少ないライフスタイルへの変革

## 事業者

- ・適正な循環的利用及び処理への取組
- ・消費者との情報ネットワークの構築や情報公開など

## NPO

- ・循環型社会の形成に資する活動や先進的取組
- ・各主体の連携・協働のつなぎ手

震災復興、放射性物質による環境汚染対策」に関しては、環境面から広域処理を含む災害廃棄物の処理などに配慮し、環境基本法等の改正を踏まえて今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討に取り組む。

## ②第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

【基本的方向】これまで進展した廃棄物の量を重視した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築を

中長期的  
方向性

- 家庭における食べ残しの減少を目指す。エコクッキング、生ごみの堆肥化、詰め替え用製品の普及、リユース製品などが定着する3R型ライフスタイルに転換する。
- 資源は可能な限り地域で循環させ、困難なものは広域化する重層的な地域循環圏を構築する。
- 有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制を確立する。
- 人々の安全・安心に対する認識と各主体の相互理解と情報共有を進め、災害時における迅速な処理が行われる体制を整備する。

【目標値と取組指標】 ※()内は平成 12 年度比

| 項目           |                          | 平成12年度  | 平成22年度  | 平成32年度目標      |
|--------------|--------------------------|---------|---------|---------------|
| 主な目標値        | 最終処分量 [百万トン]             | 56      | 19      | 17(▲70%)      |
| 一般廃棄物に係る取組指標 | 一般廃棄物の減量化(1人1日あたりのごみ排出量) | 約 1,185 | 約 976   | 約 890(▲25%)   |
|              | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量[g]      | 約 660   | 約 540   | 約 500(▲25%)   |
|              | 事業系ごみ排出量[万吨]             | 約 1,799 | 約 1,297 | 約 1,170(▲35%) |

### ③廃棄物処理法基本方針（平成 28 年 1 月）

【一般廃棄物の目標値】 ※()内は平成 24 年度比

| 項目               | 平成 32 年度目標       |
|------------------|------------------|
| 排出量              | 平成 24 年度比約 12%削減 |
| 排出量に対する再生利用量の割合  | 約 27%(+約 6 ポイント) |
| 最終処分量            | 平成 24 年度比約 14%削減 |
| 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 500g(▲約 8%)      |

#### 【取組目標】

- 特定家庭用機器再商品化法のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合⇒平成 30 年度までに、100%に増大(平成 25 年度約 59%)
- 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合⇒平成 30 年度までに、80%に増大(平成 25 年度約 43%)  
※柏市では、平成 26 年度から公共施設内に専用回収ボックスを設置し、回収している。

### ④廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月）

【基本的理念】 ①3R の推進 ②強靱な一般廃棄物処理システムの確保

③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

- 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- 地域住民等の理解と協力の確保
- 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
- 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
- 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- 災害対策の強化

### ⑤千葉県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）

【基本方針】

- 県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築きます。
- 「3Rの推進」、「適正処理の推進」及び「適正処理体制の整備」を柱に据え、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題克服のため、実効性のある施策展開を図ります。

【一般廃棄物の目標値】

|                  | 平成 25 年度 | 平成 32 年度目標 |
|------------------|----------|------------|
| 排出量              | 218 万トン  | 196 万トン以下  |
| 再生利用率            | 23.5%    | 30%以上      |
| 最終処分量            | 16.3 万トン | 13 万トン以下   |
| 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 542g     | 500g 以下    |

### ⑥ 柏市第五次総合計画（平成 28 年 3 月）

【施策】環境負荷の低減

【取組】適正なごみ処理の維持・改善 ※基準値は旧柏地域の平成 26 年度

| 取組の進捗を測る指標              | 基準値     | 目指す方向性 |
|-------------------------|---------|--------|
| 各クリーンセンターにおける最終処分場への搬出量 | 12,432t | ↓      |

【取組】ごみ（一般廃棄物）の排出抑制 ※基準値は柏市全域の平成 26 年度

| 取組の進捗を測る指標             | 基準値      | 目指す方向性 |
|------------------------|----------|--------|
| 排出原単位（市民一人一日当たりのごみ排出量） | 881g/人・日 | ↓      |
| 総資源化率                  | 23.5%    | ↑      |

### ⑦ 柏市環境基本計画（平成 28 年 3 月）

【基本目標】安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努める。

【基本方針と施策の方向性】

| 基本方針と施策の方向性   |  |
|---------------|--|
| ごみの減量、資源循環の推進 | 3R 行動の普及・促進  |
| ごみの適正処理       | ごみ処理システムの安定化<br>施設の老朽化対策                                   |
| 安全な生活環境の維持    | 化学物質対策、放射線対策<br>環境美化、不法投棄対策（ごみのぼい捨て、雑草繁茂等）<br>近隣公害対策（野焼き等） |

【代表的指標】ごみの排出原単位の削減  
870g/人・日（平成 28 年度）※

※柏市一般廃棄物処理基本計画の目標値。同計画の改訂に合わせて目標値を改訂する。

【重点プロジェクト】3R の推進  
・生ごみ処理容器等購入費補助事業の推進  
・継続的な啓発の推進

### ⑧ 第二期柏市地球温暖化対策計画（平成 26 年 3 月）

【目標値】廃棄物の削減、リサイクルの推進により平成 32 年度までに 6.3 千トン CO<sub>2</sub> を削減する。

具体的な  
取り組み

- 3R 活動の推進に向けた啓発、生ゴミ処理容器補助、リボン館での多様な取り組み（ミニフリーマーケット、環境講座、修繕家具・自転車販売等）、資源物の分別回収を行う。[行政]
- レジ袋を断るなど、廃棄物の削減に努める。[市民]
- 紙のリサイクルやリサイクル容器の分別により廃棄物を可能な限り減らす。[事業者]